平成28年度　1号認定子ども保育料(予定)

保育料は、児童の属する世帯の父母及びそれ以外の扶養義務者の市民税課税額の合計により決定します。なお、4月から8月分までは前年度分の市民税所得割額、9月分以降は当年度分の市民税所得割額で算定します。

(予定)

世帯の階層区分		保護者負担額(月額)		
		第1子	第2子	第3子以降の子
1	各月初日において生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(単給世帯含む)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	円 0	円 0	円 0
2	市民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む。)　(＊特定世帯)	0	0	0
3	市民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む。)	3,000	1,500	0
4	市民税所得割額48,600円以下の世帯　(＊特定世帯)	11,000	5,500	0
5	市民税所得割額48,600円以下の世帯	12,000	6,000	0
6	市民税所得割額48,601円以上77,100円以下の世帯　(＊特定世帯)	12,500	6,250	0
7	市民税所得割額48,601円以上77,100円以下の世帯	13,500	6,750	0
8	市民税所得割額77,101円以上211,200円以下の世帯	17,500	8,750	0
9	市民税所得割額211,201円以上の世帯	22,500	11,250	0

＊市民税が未申告の方、転入で課税証明書を提出していない方は保育料が第９階層となります。収入がない方であっても、原則市民税の申告は必要です。

＊利用料の算定にあたっては、調整控除以外の税額控除は適用されません。

＊父母等の合計収入が103万円未満（単身世帯は父または母の収入が103万円未満）の場合は、同住所の祖父母等の収入が300万円以上の場合は祖父母等のうち最多収入者（家計の主宰者）の課税額を含めて保育料を決定することになります。

＊修正申告等により市民税の更生があった場合、必ずご連絡ください。保育料が変更となる場合があります。

上記の表における用語の意義は次のとおりです。

(1)　第１子　同一世帯に小学校第３学年までの兄又は姉がいない者
(子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）第14条の負担額算定基準子どもである者に限る。以下に同じ。)

(2)　第２子　同一世帯に小学校第３学年までの兄又は姉が１人いる者

(3)　第３子以降の子　同一世帯に小学校第３学年までの兄又は姉が２人以上いる者

「＊特定世帯」とは、各月初日において次のいずれかに該当する世帯です。

ア　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯

ウ　療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号）に定める療育手帳の交付を受けた者を有する世帯

エ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯

オ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児を有する世帯

カ　国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯

キ　支給認定保護者等の申請に基づき、生活保護法による保護を受けている世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

お問い合わせ先

〒594-8501
和泉市府中町2丁目7－5
和泉市　こども部こども未来室　保育幼稚園担当
TEL:0725－99－8137(直通)

平成28年度　2･3号認定子ども保育料(予定)

保育料は、世帯にかかる市民税の所得割額(税額控除前所得割額＜調整控除後＞)を基に算定します。4月から8月分までは前年度分の市民税所得割額、9月分以降は当年度分の市民税所得割額で決定します。

(単位:円)

階層区分	定　義	保育標準時間(月額)			保育短時間(月額)		
		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上
1	各月初日において生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0
2	市民税非課税世帯　(＊特定世帯)	0	0	0	0	0	0
3	市民税非課税世帯	5,000	4,000	4,000	5,000	4,000	4,000
4	市民税均等割額世帯　(＊特定世帯)	12,000	10,000	10,000	11,800	9,900	9,900
5	市民税均等割額世帯	13,000	11,000	11,000	12,800	10,900	10,900
6	市民税所得割額　24,300円未満の世帯　(＊特定世帯)	14,000	13,000	12,000	13,800	12,800	11,800
7	市民税所得割額　24,300円未満の世帯	15,000	14,000	13,000	14,800	13,800	12,800
8	市民税所得割額　24,300円以上　48,600円未満の世帯　(＊特定世帯)	16,000	15,000	14,000	15,800	14,800	13,800
9	市民税所得割額　24,300円以上　48,600円未満の世帯	17,000	16,000	15,000	16,800	15,800	14,800
10	市民税所得割額　48,600円以上　50,800円未満の世帯	20,000	18,000	17,000	19,700	17,700	16,800
11	市民税所得割額　50,800円以上　59,800円未満の世帯	22,000	20,000	19,000	21,700	19,700	18,700
12	市民税所得割額　59,800円以上　76,600円未満の世帯	24,000	22,000	21,000	23,600	21,700	20,700
13	市民税所得割額　76,600円以上　97,000円未満の世帯	27,000	24,000	23,000	26,600	23,600	22,700
14	市民税所得割額　97,000円以上　108,400円未満の世帯	30,000	26,000	25,000	29,500	25,600	24,600
15	市民税所得割額　108,400円以上　126,500円未満の世帯	33,000	28,000	26,000	32,500	27,600	25,600
16	市民税所得割額　126,500円以上　141,500円未満の世帯	36,000	28,000	26,000	35,400	27,600	25,600
17	市民税所得割額　141,500円以上　157,100円未満の世帯	39,000	28,000	26,000	38,400	27,600	25,600
18	市民税所得割額　157,100円以上　169,000円未満の世帯	43,000	29,000	27,000	42,300	28,600	26,600
19	市民税所得割額　169,000円以上　229,100円未満の世帯	47,000	30,000	28,000	46,300	29,500	27,600
20	市民税所得割額　229,100円以上　283,700円未満の世帯	51,000	31,000	29,000	50,200	30,500	28,600
21	市民税所得割額　283,700円以上　301,000円未満の世帯	54,000	31,000	29,000	53,100	30,500	28,600
22	市民税所得割額　301,000円以上　397,000円未満の世帯	57,000	32,000	30,000	56,100	31,500	29,500
23	市民税所得割額　397,000円以上　450,500円未満の世帯	59,000	32,000	30,000	58,000	31,500	29,500
24	市民税所得割額　450,500円以上の世帯	61,000	32,000	30,000	60,000	31,500	29,500

保育料について

1 各児童の保育料については、クラス年齢（年度当初4月1日時点）で決定します。

2 表の階層区分3から24に属する世帯で、次に該当する施設を利用している就学前児童が同一世帯にいるとき、下記の計算方法により2人目からの保育料を決定します。（ただし、10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。）

【対象児童】
保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所もしくは入園している児童または、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している児童

【計算方法】

①2人目の児童　　月額保育料の1/2

②3人目以降の児童　　全額免除

※上記施設を利用している児童がいる場合、入園日や利用開始日が月の当初であれば、その月からの保育料が変更されます。申請には別途証明書（様式は和泉市内園又はこども未来室にありますのでお申し出ください）が必要です。また、退園されたり利用しなくなった場合も、退園届等利用しなくなった事がわかるもののコピーをこども未来室へ提出願います。なお、市で支給認定（1～3号認定）を受けている児童が上記施設を利用している場合は、証明書を提出する必要はありません。

3 第4子以降の児童が入所している場合は、第4子以降の児童の保育料が全額免除されます。

※第4子以降の児童とは、平成28年度において18歳に達する児童を含めた児童が4人以上いる場合に対象となります。

4 表による「特定世帯」とは、各月初日において次に掲げる世帯に該当する世帯をいう。

ア. 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ. 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯

ウ. 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者を有する世帯

エ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯

オ. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児を有する世帯

カ. 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯

キ. 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法による保護を受けている世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

＊ 特定世帯の認定の確認について

上記アに該当する場合・・・平成28年度保育施設等利用（調整）申込書の該当有無欄の内容で確認させていただきます。
ひとり親世帯の該当にチェックがある場合は、児童扶養手当等の受給の有無で確認させていただきます。

上記イ～キに該当する場合・・・平成28年度保育施設等利用（調整）申込書の該当有無欄の内容で確認させていただきます。在宅障がい者が同世帯にいるに該当される場合は、身体障害者手帳等の写しの提出が必要となります。

5 児童扶養手当の一部支給対象者や災害・生計主宰者の病気等で生計実態が著しく悪化した場合は減免申請が可能です。

＊ 減免適用される場合は申請月からの適用となります □

＊ 児童扶養手当の一部支給にかかる減免申請ついては、年度当初4月1日時点（当該年度の途中で受給することとなった場合は、支給の開始日時点）で一部支給となっている方が対象です。

6 保育料算定時に、市民税が未申告の方は保育料が仮決定（区分24）となることがあります。
収入がない方であっても、原則市民税の申告は必要です。

7 保育園（公立・民間）に入園されている場合、保育料を支払わず滞納された場合は、財産調査のうえ差押を行うことがあります。また、和泉市債権管理条例により、平成25年度から未納保育料に対して督促手数料、延滞金が加算されています。

8 保育料の納付について

利用施設		納付先	納付方法	
保育園	公立	市	口座振替・納付書	※口座振替の方の納付状況は預金通帳の記帳により、ご確認いただきますようお願いします。
	民間	市	口座振替・納付書	
認定こども園		利用施設	利用施設に確認してください。	
地域型保育事業		利用施設	利用施設に確認してください。	

延長保育料について

実際の利用時間帯は各施設の開園時間内で、施設長が支給認定区分や保護者の状況を考慮して決定します。決められた利用時間帯以外で利用される場合は、施設長に延長保育希望申請を提出し認定された場合、利用が可能となり延長保育料が別途かかります。

①標準時間認定

区分	延長保育時間帯	保育料階層区分1・2・3世帯（生活保護受給者・非課税世帯）		左記以外の保育料階層区分世帯（一般）	
		日額	月額	日額	月額
Ⅰ	18:30～19:00	100円	1,000円	300円	4,000円
Ⅱ	18:30～19:30	100円	1,000円	500円	6,000円
Ⅲ	18:30～20:00	100円	1,000円	800円	8,000円
Ⅳ	9:00～11:00	100円	1,000円	800円	8,000円
	9:30～11:00	100円	1,000円	600円	
	10:00～11:00	100円	1,000円	400円	5,000円
	10:30～11:00	100円	1,000円	200円	

Ⅳ・・・いぶきのセカンド保育園のみで実施
※本市に住所を有しない場合は、一般の延長保育料となります。

②短時間認定（18:30まで）
施設が設定する基本保育時間8時間を超えた場合、1日あたり100円の費用がかかります。□

※生活保護世帯・市民税非課税世帯（保育料階層区分1・2・3世帯）の減額設定はありません。
※18:30以降は標準時間認定と同じ延長保育料が必要となります。

保育料は、お子さんが通われる施設を運営するために使われる大切な財源です。必ず期限内に納付をお願いします！

（問合せ先） こども未来室 0725-99-8137（直通） ・ 0725-41-1551（代表）